協議項目23 「各種事務事業の取扱いに 関すること」のうち、教育部会の所管する 事務事業について

協議項目23 「各種事務事業の取扱いに関すること」のうち、教育部会の所管する事務事業について、次のとおり定める。

平成20年4月22日提出

前橋市·富士見村合併協議会 会長 高 木 政 夫

- 1 学校教育関係の取扱い
- (1) 学校給食費については、前橋市の制度に統一するものとする。
- (2) 幼稚園の補助制度については、前橋市の制度に統一するものとする。
- (3) 育英事業の取扱いについては、前橋市の制度を適用するものとする。
- 2 社会教育関係の取扱い
- (1) 各種スポーツ教室の取扱いについては、前橋市の制度に統一するものとする。ただし、富士見村で独自に実施している教室等については、地域の実情、実績等を考慮し調整するものとする。
- (2)公民館事業の取扱いについては、前橋市の制度に統一するものとする。ただし、富士見村で独自に実施している事業等については、地域の実情、実績等を考慮し調整するものとする。
- (3) 青少年海外派遣事業については、前橋市の制度に統一するものとする。ただし、富士見村で実施している中学生の海外派遣事業については、段階的に調整するものとする。
- (4) 図書館の取扱いについては、前橋市の制度に統一するものとする。